

令和元年

第4回市議会定例会 議案第17号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（当該指定に係る事業のうち国基準訪問型サービスまたは国基準通所型サービスに係る申請と、法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請（訪問介護または通所介護に係るものに限る。）または法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）とを併せて行う場合を除く。）	第1号訪問事業に係るもの	1件につき	21,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	28,000円
法第115条の45	第1号訪問事業に係る	1件につき	11,000円

を

<p>の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新（当該指定の更新に係る事業のうち国基準訪問型サービスまたは国基準通所型サービスに係る申請と、法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請（訪問介護または通所介護に係るものに限る。）または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）とを併せて行う場合を除く。）</p>	もの		
	第1号通所事業に係るもの	1件につき	13,000円

<p>法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請（訪問介護または通所介護に係るものに限る。）または法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）</p>	第1号訪問事業に係るもの	1件（他の第1号訪問事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。）につき	21,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件（他の第1号通所事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。）につき	28,000円

ものに限る。)を併せて行う場合を除く。)				
法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新(法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請(訪問介護または通所介護に係るものに限る。))または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(地域密着型通所介護に係るものに限る。))を併せて行う場合を除く。)	第1号訪問事業に係るもの	1件(他の第1号訪問事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき	11,000円	に
	第1号通所事業に係るもの	1件(他の第1号通所事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき	13,000円	

改め、同表備考中第3項および第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

別表第13 3の項中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法)」を「建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表(備考第9項から第11項までを除く。))において同じ。)の認定(法)」に改め、同表備考第3項中「建築物」の後ろに「(法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項から第6項までにおいて同じ。))」を加え、同表備考に次の3項を加える。

- 9 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限

る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項、第4項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。

10 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって、法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項、第4項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。

11 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(前項の規定による変更の認定の申請を除く。)に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第5項、第6項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

別表第14中「別表第6」の後ろに「、別表第13」を、「の証明」の後ろに「(罹災証明および罹災届出証明を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2および別表第14(「別表第6」の後ろに「、別表第13」を加える部分を除く。)の規定は、この条例の施行の日以

後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第13の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用する。

(提案理由)

介護保険法の規定に基づく第1号訪問事業および第1号通所事業を行う指定事業者の指定等について複数の申請を行う場合における手数料の算定方法を改め、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する事務について手数料を徴収することとし、罹災証明および罹災届出証明に係る手数料を徴収しないこととし、ならびに規定を整備するため